

2022年度

株式会社アサクラ

運輸安全マネジメント

(事業年度 2022年4月1日～2023年3月31日)

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 安全と生命は全てに優先する
- (2) 安全・確実・迅速の業務遂行
- (3) 安全管理体制と安全教育体制の強化

2 輸送の安全を実現するための体制

(1) 方針の周知方法

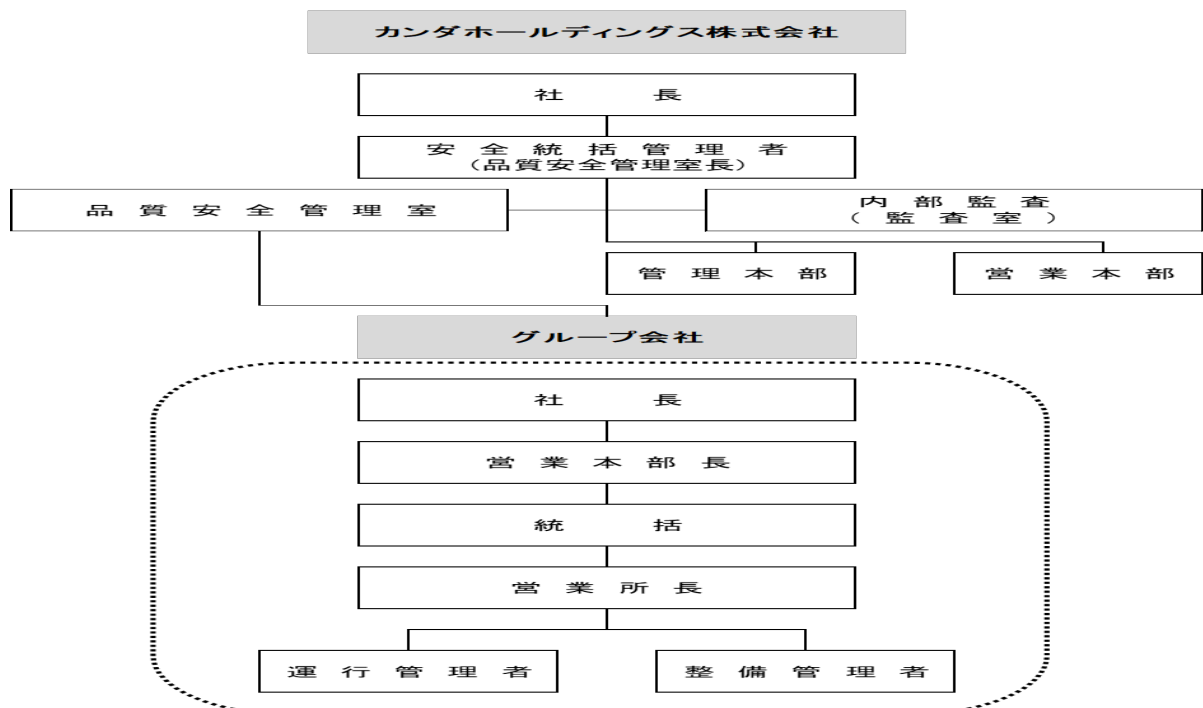
当社は、交通事故の未然防止と輸送の安全を実現するため、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」および「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転に対して行う指導および監督の指針（国土交通省告示第1366号※平成30年6月1日改正）」及び「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（国官運安第156号※令和3年8月31日改正）」に基づき輸送の安全対策として年間教育計画を策定し、社内従業員への周知と教育を推進します。 ※地域によっては気候特性や特殊な交通事情等を鑑みて指導を実施します。

(2) 輸送の安全確保について

事故、災害、パンデミックなどが発生した場合、輸送の安全確保が円滑に進むよう、各対策マニュアルに従い指示を行う。

安全管理組織体制

安全管理組織図



	(3) 安全管理規程・安全統括管理者 安全管理規程（PDFファイル） 安全統括管理者　：　品質安全管理室長																													
3	輸送の安全に関する目標 交通事故前年度事故件数 10 %削減を実現する。 (1) 2022年度　交通事故の削減目標 重大交通事故　　　　　　　　　0件 事故報告件数（被害含む） <table><tr><td>項目</td><td>2021年度実績</td><td>2022年度目標</td></tr><tr><td>重大交通事故　件数</td><td>0件</td><td>0件</td></tr></table> ※カンダグループ全事業所対象	項目	2021年度実績	2022年度目標	重大交通事故　件数	0件	0件																							
項目	2021年度実績	2022年度目標																												
重大交通事故　件数	0件	0件																												
4	事故に関する統計 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">件数</th></tr><tr><th>2020年度</th><th>2021</th></tr><tr><td>死亡事故</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>重傷事故</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>転落・転覆</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>車両火災</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>車両故障</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>鉄道車両接触</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>危険物</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>合計</td><td>0件</td><td>0件</td></tr></table>	区分	件数		2020年度	2021	死亡事故	0件	0件	重傷事故	0件	0件	転落・転覆	0件	0件	車両火災	0件	0件	車両故障	0件	0件	鉄道車両接触	0件	0件	危険物	0件	0件	合計	0件	0件
区分	件数																													
	2020年度	2021																												
死亡事故	0件	0件																												
重傷事故	0件	0件																												
転落・転覆	0件	0件																												
車両火災	0件	0件																												
車両故障	0件	0件																												
鉄道車両接触	0件	0件																												
危険物	0件	0件																												
合計	0件	0件																												
5	輸送の安全に係る情報の公表 ①　2021年11月1日　株式会社アサクラ本社 2021年11月1日（1）疾病、疲労等のおそれのある乗務、（2）点呼の実施結果の記録が不十分であったこと、（3）運転者に対する指導監督が不十分であったこと、（4）事業計画(自動車車庫の新設)に従う違反により、輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告を受けました。 講じた措置 法令違反となる事項を改めて再認識させるための研修を行い、法令を遵守した管理業務について徹底させました。また、事業計画(自動車車庫の新設)とIT点呼を導入し現状の実態に合わせ対策を実施し、2021年12月に埼玉運輸支局へ改善報告を実施致しました。 今回の処分を厳粛に受け止め、運行管理・整備管理の徹底を図り、輸送安全の向上に努めてまいります。																													